⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : None of the following items pertain to the prospective participant.
① persons against whom a judgment of incompetency or quasi-incompetency has been made.
② persons who have declared bankruptcy and are unable to be reinstated.
③ persons who, in the performance of their contracts, manufactured products in bad faith, were crude in carrying out service, or were responsible for dishonest conduct in connection with product quality or quantity.
④ persons who have wrongfully allied themselves for the purpose of forcing the bid up or down.
⑤ persons who have obstructed bid participation, or completion or performance of a contract.
⑥ persons who have obstructed inspection or supervision conducted by the members of this company.
⑦ persons whose conduct has been wrongful or dishonest, who have caused an accident because of such conduct, or who otherwise lack honor and sincerity in their conduct.
⑧ persons who are presently in dispute with the company without justifiable cause.
⑨ persons who are presently delaying the discharge of their contractual duties.
⑩ persons who have had an unsatisfactory achievement record in the past.
⑪ persons who have failed without justifiable cause to discharge their contracts.
⑫ persons who have made false declaration in connection with bidding competition procedures or contractual performance.
⑬ persons who use anyone falling into any of the above categories as their representative at the bidding competition or as a representative, manager or other employee at the time of entering into a contract.

⑺ Time-limit for tender : 14 : 00　20 October 2009

⑻ Contact point for the notice : Purchasing & Stores Div., General Affairs Dept., Niigata Branch Office, East Japan Railway Company, 1―1―1, Hanazono, Niigata, Niigata pref, 950―8641, Japan, TEL 025―248―5130

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年8月25日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　浦辺　信一
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　億首ダム底泥掘削工事（電子入札対象案件）
⑶ 工事場所　沖縄県国頭郡金武町字金武地先
⑷ 工事内容
　底泥除去工　1式
　河床堆積物除去　1式
　処分場整備工　1式
　仮設工　1式
⑸ 工期　平成23年10月31日まで
⑹ 本工事は、入札時にＶＥ提案として「技術開発に係る技術提案（不溶化技術）」及び「本工事における具体的な施工計画」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（技術開発・工事一括発注方式(Ａ型)）の試行工事である。
⑺ 本工事は、入札時に「企業の高度な技術力」について記述した技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、入札前に高度な技術提案とそれに要する費用の見積をヒヤリング・審査することにより、品質と価格に優れた調達を目指す技術開発・工事一括発注方式（Ａ型）の試行工事である。
⑻ 本工事は上記６）から７）のＶＥ提案の審査において、提案について改善を求め、又は提案を改善する機会を与える。また、提案を実施するために必要な設計数量の提出を求め、単価表等の見積が必要な場合には技術対話において見積を求め、予定価格を定めることがある技術開発・工事一括発注方式(Ａ型)の試行工事である。
⑼ 本工事は、技術提案に基づいた技術開発及び施工を一括して発注する技術開発・工事一括発注方式（Ａ型）の試行工事である。
⑽ 本工事は入札参加希望者が「技術開発に係る技術提案（不溶化技術）」及び「本工事における具体的な施工計画」作成の基礎資料とするために手続き中に室内試験を実施する試行工事である。
⑾ 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿ 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⒀ 本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は３回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第99条の２の規定に基づく随意契約に移行する。(入札説明書参照)
⒁ 本工事は、工事請負契約において総価及び単価について甲乙間で合意を行い、契約の甲乙間の双務性向上を図り、変更等を円滑に行うことを目的とした総価契約・単価合意方式の試行工事である。
⒂ 本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
⒃ 本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンド対象工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格認定を受けた者、又は、次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。)であること。
なお、特定ＪＶの場合の構成員数は最大３者とする。
⑴ 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 沖縄総合事務局における平成21・22年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷ 沖縄総合事務局における平成21・22年度「一般土木工事」の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が特定ＪＶの代表又は単体にあっては1,200点以上であること。また、特定ＪＶの代表以外の構成員にあっては950点以上であること。(上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が、それぞれ上記に示す点数以上であること。)。
⑸ 平成６年度以降に次に掲げる工事を元請として、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。(共同企業体の構成員は出資比率20％以上の場合に限る)。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社以上が施工実績を有すること。
　特定ＪＶの代表者は、１）の施工実績を有すること。
　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、２）の施工実績を有すること。
　単体は１）かつ２）の施工実績を有すること。
１）次に掲げる同種若しくは類似の施工実績を有すること。
同種工事：汚染土の不溶化対策工事で500㎥以上の施工実績を有すること。
類似工事：軟弱地盤改良工事（表層改良）において土質が汚泥で５万㎥以上の施工実績を有すること。